

**家電4品目は適切な方法で廃棄をお願いします**

不要になったエアコン（室外機含む）、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機（家電4品目）は、家電リサイクル法によりリサイクルが義務付けられているため、市では回収できません。廃棄する場合は次の方法で処分してください。

なお、不用品回収業者による回収は違法であり、法外な費用請求や不法投棄につながる可能性もありますのでご注意ください。

不要の理由など	依頼先
買い替える場合	新しい製品を購入する販売店へ依頼してください。
処分のみの場合	製品を購入した販売店か廃棄物処理業者へ依頼してください。
購入した販売店が不明・遠方・廃業など引き渡せない場合	家電リサイクル券センター（☎0120-319-640）か廃棄物処理業者へ依頼してください。

※廃棄にはリサイクル料金、収集運搬料金（回収の場合）が必要です。

問 まちづくり支援課 ☎ 6726

**交通遺児援護金を支給します**

交通事故によって父または母を失った交通遺児の保護者に援護金を支給します。

対象 平成30年1月1日時点で、義務教育終了前の、市内に住所を有する交通遺児の保護者

申込期間 1月4日(木)～31日(水)  
 援護金 1万5千円

申問 こども子育て支援課 ☎ 6716

**雪下ろしでは電線に注意しましょう**

雪国の冬、大雪が降った後の雪下ろしは大変な重労働です。雪下ろしで電気の引込線を切ったなどの事故が起きていますので、十分な注意をお願いします。

問 (一財)東北電気保安協会

☎ 0178・20・2270



**民事調停の疑問にお答えします**

民事調停とは、話し合いで問題の解決を図る裁判所の手続きです。裁判のように勝ち負けを決めるのではなく、お互いが納得するまで話し合うことが基本なので、実情にあった

柔軟な解決ができます。

※詳しくは、裁判所のホームページをご覧ください。

問 青森地方・家庭裁判所事務局 総務課 ☎ 017・722・5421



**平成29年度甲種防火管理再講習受講者募集**

対象 劇場、飲食店、店舗、ホテル、病院など不特定多数の人が出入りする建物（特定防火対象物）のうち、収容人員が300人以上の建物の防火管理者に選任されている人で、次の受講期限に該当する人

- ①新たに防火管理者に選任された人で、前回の講習から5年を超えている人は、選任の日から1年以内
- ②①以外の人は、最終受講日以降の最初の4月1日から5年以内

とき 2月6日(火) 午前9時40分～11時50分

ところ 十和田消防署

定員 50人（先着順）

費用 2千円（テキスト代）

※受講日当日にお支払い下さい。

申込期間 1月9日(火)～16日(火)

申し込み方法 受講申込書を消防本部予防課に提出してください。

※受講申込書は各消防署に備え付けであるほか、十和田地域広域事務

組合ホームページからもダウンロードできます。

申問 十和田地域広域事務組合消防本部予防課 ☎ 4113

**アネックススポーツランド無料送迎バス利用者募集**

冬期間、送迎バスを運行しています。申し込みの上ご利用ください。

対象 小学生から高校生の団体（概ね10人以上）

定員 35人（引率者を含む）

運行日 3月25日(日)までの土・日曜日、祝日（1月1日～4日を除く）

申問 スポーツ・生涯学習課 ☎ 2317

【有料広告欄】 総務課広報男女参画係 ☎ 6702